

富田林市共創拠点整備運営事業委託業務 仕様書

本仕様書により「富田林市共創拠点整備運営事業委託業務」（以下、「本業務」という。）の実施に必要な仕様を定める。

1. 業務名

富田林市共創拠点整備運営事業委託業務

2. 目的

（仮称）富田林市共創拠点（以下、「共創拠点」という。）は、市内の中小企業・小規模企業の振興や創業を支援することで、市内産業の活性化や雇用の創出を図り、地域経済の継続的な発展に繋げることを目的に実施するもの。

3. 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※上記期間は、設置までの準備期間も含むものとし、令和 8 年 4 月 1 日までに共創拠点運営業務を開始するものとする。

4. 共創拠点の概要

（1）所在地

①富田林市若松町一丁目 1-6（以下、「整備部分①」という。）

※コワーキングスペースとして使用する。

②富田林市若松町一丁目 1-8（以下、「整備部分②」という。）

※相談窓口及び交流スペースとして使用する。

（2）利用対象者

①富田林市内に事業所等を有する者

②富田林市内で事業を営もうとする者

※初期創業準備者や潜在的創業希望者を含む。

③その他、運営方針に合致する者

※対象者については、本市と協議して決定する。

(3) 運営方法

以下のとおり運営を行うこと。ただし、利用実績等を鑑み、発注者・受注者で協議し、見直しや変更を行う場合がある。

- ①開所日数 週5日以上
- ②稼働時間 1日6時間以上
- ③開設人員 専属スタッフによる運営を行うこと
- ④利用料金 無料

5. 業務内容

次の(1)から(2)の業務を一括して行うものとする。

(1) 共創拠点整備業務【令和7年度】

共創拠点として必要な整備を行うこと

①拠点整備

ア) サイン設置などの外観整備

イ) 整備部分①②それぞれの用途に適った空間分割等の内装整備

※整備内容については別紙参照

ウ) 利用者が持ち込むパソコンなどの電子機器を使用するためのコンセント等の整備

エ) 利用者及び専属スタッフが使用できるWi-Fi環境の整備

※ウェブ会議等の活用も見据え、複数人が同時にインターネットに接続しても支障のない回線数を準備すること。

※回線引き込み工事を伴うものに限らない。

オ) 拠点運営に必要な備品(什器等)・消耗品の調達および設置

※調達品目については別紙参照

②調査業務

産業関係者へのヒアリングやアンケート、ワークショップの開催などを実施し、本市の特性や課題、立地すべき企業などを明らかにしたうえで報告書を作成し、市へ提出すること。

③運営方針策定

②調査業務の報告書を踏まえ、共創拠点の運営方針を決定する。なお、運営方針を取りまとめたマニュアルを作成し、市へ提出すること。

また、マニュアルに基づき、利用者に配布する利用案内を作成すること。

④愛称及びロゴマークの提案

共創拠点を連想できる呼びやすく、親しみのある愛称を提案すること。

また、共創拠点を象徴し、本市らしさを感じることでできるロゴマークを提案すること。

⑤オープニングイベント開催

共創拠点の運営開始に先立ち、以下の要素を含んだオープニングイベントを企画・開催すること。なお、オープニングイベント開催にあたり、広報媒体を作成するとともに、各種メディアへの情報発信を行うこと。

- ア) 共創拠点を利用することにより、得られる効果等を感じることが出来る基調講演
- イ) 共創拠点の利用方法を紹介する内覧会
- ウ) 参加者同士の交流会

(2) 共創拠点運営業務【令和 8 年度～令和 9 年度】

共創拠点の運営を行うこと。運営においては、運営方針と利用実績等を踏まえた改善検討を随時行い、市との協議を経て、サービスの向上に努めること。

①専属スタッフの配置

企業支援またはそれに類する知識や経験のある人材を常時 1 名以上配置すること。ただし、別の手法により、前述の人材配置と同様の対応ができる場合は、提案を受け付ける。

専属スタッフは、積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、利用者の特性を把握すること。

業務遂行上必要な場合は企業への訪問等も可能とするが、共創拠点から外出する際は、事前に市と協議すること。

②相談窓口業務

経営相談や創業準備相談などの産業に関する相談を受け付け、相談に対する解決策の提案や課題解決に資する機関への紹介を行うなど、ワンストップ形式とする。

③マッチング業務

一般的なコミュニケーションや相談業務の中で知り得た情報をもとに、利用者同士のマッチングを行い、市内取引の増加や新商品・サービスの創出、潜在的創業希望者等の後押し、オープンファクトリー等新たな取り組みの創出などに努めること。

④イベント企画および開催業務

利用者のニーズに合致したセミナーや交流会などを月 1 回以上企画・開催すること。

なお、イベントテーマについては事前に市と協議して決定することとし、市からテーマの提示があった場合は先進事例や近隣事例を調査・研究し、本市の特性に合ったものとなるよう努めること。

⑤利用促進業務

共創拠点の利用を促進するための活動を行うこと。

⑥立地希望者の対応

利用者から本市への立地について問い合わせや要望があった場合、希望の条件や業種の聞き取り等、必要な対応を取ること。

また、不動産情報の取扱いには注意しつつ、可能な範囲でマッチングを行うこと。

⑦関係機関との連携

本市が連携する富田林商工会や市内金融機関、大阪大谷大学をはじめ、企業支援に資する関係機関と密に連携し、共創拠点の機能向上に努めること。

⑧SNS等の運用

共創拠点の場所や利用可能時間、利用方法などの基本情報を掲載すること。

また、イベントの告知や様子について、随時更新を行うこと。

なお、運用する媒体については、市と協議のうえ決定すること。

⑨拠点の管理

整備部分①および整備部分②の管理を行うこと。

また、清掃や整理整頓など、日常的な作業として可能なものについて対応すること。

なお、整備部分①②を同時に管理することとなるため、目が行き届かない部分について、ロックシステムや遠隔モニター機器の活用等による管理も可能とする。

⑩相談記録

経営者や創業予定者、立地希望者等からの相談について、相談者ごとに属性や相談内容、支援の経過・方針・課題、マッチング結果、相談への対応による効果等を記録し、市と共有すること。

※記録は業務日報とともに市へ提出すること。

⑪定例会議の開催

共創拠点運営業務に関して、月に1度程度、発注者及び専属スタッフを含む受注者で、定例会議を開催し、円滑な運営や機能向上に繋げるため、⑩の内容や運営状況を共有すること。

⑫連絡手段の確保

電話やメール、SNSのダイレクトメール等、利用者が共創拠点に関する問い合わせ等を行うことができる連絡手段を確保すること。

⑬共創拠点の運営に関する提案

共創拠点運営業務を通して、令和10年4月1日以降の運営に関する提案書を提出すること。提案に際しては、運営実績や見通しなどの具体的なデータを示し、実現可能性の高いものとする。なお、提案書の提出期限は、令和9年9月30日までとする。

6. 成果品

(1) 共創拠点整備業務関係

①調査業務報告書(データ形式)

②運営方針マニュアル(データ形式)

③ロゴマーク(データ形式に加え、現物がある場合は現物も納品する)

- ④利用案内(データ形式)
- ⑤オープニングイベント広報媒体(データ形式)
- ⑥オープニングイベント基調講演資料(データ形式および現物)

(2) 共創拠点運營業務関係

- ①専属スタッフ業務日報(毎営業日作成し、翌営業日提出)
- ②業務状況報告書(毎月作成し、翌月10日までに提出)
- ③利用者報告書(一般コミュニケーション、相談業務、立地希望者及びマッチング結果)
- ④イベント広報媒体(データ形式に加え、現物がある場合は現物も納品する)
- ⑤イベント資料(データ形式に加え、現物がある場合は現物も納品する)
- ⑥共創拠点運營業務提案書(データ形式)

7. 支払等

5-(1)については完了後一括払い、5-(2)については毎月払い

※ただし、本市と協議の結果、必要と認められる場合は変更することができる。

8. その他留意事項

- (1) 本業務による資料や情報及び派生する権利等は、全て市に帰属するものとする。
- (2) 契約終了後、速やかに発注者等に業務の引継ぎが出来るよう、資料の整理等を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定するものとする。

9. 業務担当

富田林市 産業部 商工観光課 商工労働係

富田林市常盤町1番1号

TEL:0721-25-1000 内線481

FAX:0721-20-2072

E-mail:syokoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

以上